

豊橋市監査委員 様

2019年8月15日

請求人 寺本 泰之

441-1101

豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

090-8458-7575

豊橋市議会議員 会派紘基会

補正書

2019年8月1日提出の豊橋市職員措置請求書について内容の不備のご指摘があった(1豊監査第28号令和元年8月5日)。このことについて述べます。

ご指摘の、不備とされた内容は以下の2点。

- 1、豊橋市が損失を受けることとなった具体的な財務会計上の行為の特定について
- 2、財務会計上の行為の日から1年を経過している場合、請求期限が経過したことについての正当な理由について

この2点について以下に述べます。

はじめに

請求人である寺本泰之は、豊橋市議会議員であることからあくまでも議会の場で本件監査請求が問題とする「等価交換」については議会の場で真相を解明することに努めた。豊橋市の情報公開条例に則り等価交換に関する公文書公開請求を度々行ったが、等価とする評価価格は非開示であった。審査庁の公文書決定通知書が2019年(平成31年)1月17日に出され、同年2月4日以降に知ることができるようになった。

1、財務会計上の行為の特定について

「平成30年1月8日とし再開発法に依る権利変換」が行われた平成30年3月19日である(証拠9)。請求人が名古屋法務局豊橋支局に文書開示請求を行い取得したものである。

この時点で等価交換が行われた。

2 財務会計上の行為の日から1年を経過した理由について

請求人は、等価交換が果たして不動産鑑定評価基準に則った正常価格で行われているかどうかを知るために関連する文書の情報公開請求を行った。本件監査請求にある表1, 2は2019年2月6日になって初めて請求人は知ることができた。このことは「公文書公開決定通知書」(証拠10)にて証明する。

この公文書決定通知書(証拠10)には以下①～③が記載されている。

① 2018年(平成30年)1月30日

請求人は「豊橋市不動産取得処分審査会の審査結果及び審査案件資料」を情報公開請求した。(本件監査請求4ページに「平成29年12月に請求人は情報公開請求をした」は間違いであり削除願います。)

② 2019年2月14日

しかしこの請求に対して豊橋市は一部非公開の処分を行った。2018年4月9日、請求人は、非公開処分を取り消し公開するように審査請求を行った。

③ 2019年(平成31年)1月17日

当該審査請求に対する裁決が行われ、②の非公開事項が公開されることになった。ただし公開は2019年2月4日以降であることとされた。

請求人は、この裁決を受けて同年2月6日に初めて本件等価交換された評価価格を知ることができた。しかし、表1, 2等に記載された評価価格が不当であるか否かについてさらに解明するために同年3月11日に個別要因等の算出根拠の公文書公開請求を行った。しかし豊橋市は、同年4月25日再び非公開とした(証拠11)。請求人は、令和元年6月議会においてもこの問題について豊橋市に質問を行ったが、本件監査請求に述べた通り(証拠6, 7) 事実を知ることができなかった。

豊橋市から2019年7月31日付で非公開とする弁明書(証拠12)を送られてきた。請求人は、いたずらに時間が過ぎていくことを懸念して同年8月1日、監査請求に踏み切った。

以上から言えることは、請求人は本件監査請求で問題とする等価交換によって豊橋市が損失を被ったのではないかという疑いをかなり確実なものにした日は2019年2月6日と言えるであろう。その後豊橋市議選(4月24日執行)を経て同年8月1日に提出した。しかし、現在(2019年8月14日)もなお豊橋市は等価交換に関する評価価格の算出根拠を非開示としており、議員であっても相当の注意力をもって調査

を尽くしても、客観的にみて十分な情報を知ることはできていないと言える。しかし、地価公示価格（証拠13）等の資料や情報を基に監査請求に踏み切った。

本件監査請求が財務会計上の行為が行われてから1年を経過しているが、請求期限が経過したことには以上に述べた正当な理由がある。

●事実証明書

証拠9 名古屋法務局豊橋支局登記記録（所在 豊橋市駅前大通り2丁目）

証拠10 公文書公開決定通知書(30豊都計第8-6号)

証拠11 公文書一部公開決定通知書(31豊まち第22号)

証拠12 弁明書の送付及び反論書等の提出について(1豊都計第15-1号)

証拠13 <https://tochi-value.com/station/toyohashi/>から。駅前周辺の公示価格